橋脚工
橋脚構築工
コンクリート　696㎥
塗装鉄筋ＳＤ345　122ｔ
型枠　１式
足場　１式
ケーソン設備工
ケーソン設備　１式
掘削沈下工
掘削沈下　4,435㎥
掘削促進工
充填水　１式
ベントナイト注入工　１式
仮設工
電力設備工　１式
ケーソン作業構台工　１式
ケーソン吊設備　１式
汚濁防止工　１式
※仮橋・仮桟橋工（１式）を追加図面等の配布時（平成25年３月26日予定）に追加する予定である。

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成26年12月10日まで。

⑹　本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認するとともに、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査・評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る範囲は対象としない。

⑻　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

⑽　本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。)第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑾　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務付ける試行工事である。

⑿　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては､「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。)によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は､「単価包括合意方式」にて行うものとする。

⒀　本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長)」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

⒁　本工事は、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める入札ボンド対象工事である。

⒂　本工事は、総合評価方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知をする試行工事である。

⒃　本工事は、参考見積書を競争参加資格資料と合わせて提出する適用工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしているものにより構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。)であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶの構成員は最大２社とする。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち「一般土木工事」の認定を受けていること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑷　沖縄総合事務局における一般土木工事に係る一般競争参加資格認定の際に、客観的事項（共通事項）について算出した点数（経営事項評価点数）が、1,200点（特定建設工事共同企業体のうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定建設工事共同企業体のうち代表者以外の構成員にあっては1,000点）以上であること。

⑸　特定ＪＶの代表者は、過去15年度間（平成９年度～平成23年度）に（ただし、平成24年度に完成・引渡しが完了した工事を含む。)、次に掲げる①の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。特定ＪＶの代表者以外の構成員は、過去15年度間（平成９年度～平成23年度）に（ただし、平成24年度に完成・引渡しが完了した工事を含む。)、次に掲げる②の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。また、特定ＪＶの代表者又は代表者以外の構成員が③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

経常建設共同企業体にあっては、構成員の１社以上が、過去15年度間（平成９年度～平成23年度）に（ただし、平成24年度に完成・引渡しが完了した工事を含む。)、次に掲げる①、③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

単体有資格業者は、過去15年度間（平成９年度～平成23年度）に（ただし、平成24年度に完成・引渡しが完了した工事を含む。)、次に掲げる①、③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

①　橋梁下部工の基礎形式がニューマチックケーソンの工事で、圧気圧が2.5気圧以上の施工実績を有すること。

②　橋梁下部工の基礎形式が場所打杭または既製杭の施工実績を有すること。

③　沖縄県赤土等流出防止条例に基づく赤土等流出防止対策、又はそれと同等以上の水質汚濁防止対策の施工実績を有すること。

なお､同等以上の水質汚濁防止対策とは、事業行為にともない降雨時に発生する赤土等の流出を防止するための発生源対策等があり、かつ濁水の排水基準（浮遊物質量200㎎/Ｌ以下）が設定されている対策をいう。

ただし、上記①、③及び②、③は同一工事である必要はない。

当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点の合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者及び代表者以外の構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合、契約締結時に当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。